

社会福祉法人創新会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人創新会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等(以下「報酬」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

2 役員及び評議員は、定款に定める業務を誠実に遂行しなければならない。

3 役員及び評議員に対しては職務執行の対価として規定の報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与がされている役員に対しては、報酬等は支給しない。

4 報酬は本部会計予算の中から役員及び評議員に支払うものとする。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員が受ける報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事長		年額	500,000 円
(2) 理事	理事会への出席	1回	10,000 円＋源泉所得税
(3) 監事	理事会への出席	1回	10,000 円＋源泉所得税
	監事監査への出席	1回	10,000 円＋源泉所得税
(4) 評議員	評議員会への出席	1回	20,000 円＋源泉所得税

(報酬の支給方法)

第4条 第3条の報酬額は、理事会 監事監査 評議員会に出席する都度、現金により支給する。

2 理事長報酬については、年額 500,000 円とし、4 月 49,000 円 5 月から翌年 3 月までは毎月 41,000 円を毎月 25 日に(ただし、その日が休日等にあたるときは、給与規程第7条の規程に準じて)支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 6 月 20 日より施行し令和 2 年 4 月 1 日より適用する。